

◎兼用護岸について

○道路兼用護岸

- ・出水が河川断面の1／2を超えていない場合は道路災害で申請。
- ・明らかな道路土留構造物の場合（河川区域からはみ出る構造物）は道路災害で申請。
- ・上記以外は基本的に河川管理者が河川災害で申請し、道路施設（舗装、ガードレール、側溝、アスカーブ等）は道路管理者が道路災害で申請
※ただし道路災が適用除外（60万円未満）となる場合は、河川災として申請のこと。

◎占用施設について

○頭首工（取水堰）

- ・頭首工のみが被災した場合⇒頭首工管理者が申請（農水省災害）ただし、治水上必要な床止の効用を兼ねるものは河川管理者が申請。
- ・頭首工及び護岸が被災した場合⇒頭首工及び上流10m、下流15mの護岸は頭首工管理者が行う（農水省災害）
- ・頭首工が被災せず、取付護岸のみ被災している場合⇒取付護岸を占用している場合は頭首工管理者が申請（農水省災害）
⇒取付護岸を占用していない場合は河川管理者が申請（ほとんどがこのパターン）

◎護岸復旧の留意点について

○護岸高

【基本事項】護岸天端高は被災水位（D・H・E・L）とし、計画高水位を限度とする（天然河岸は被災水位を限度とする）

- ・上下流に護岸がある場合はその高さに合わせる
- ・越水した場合でも原形復旧を基本とし嵩上げて復旧できない※原型復旧が不適当な場合は個々に検討

○護岸構造

- ・上下流の施設が改修済みの場合は同一の規模、構造とすることができる。
- ・同一河川で管理者が異なる場合（砂防指定地と準用河川）で被災護岸が連続している場合は、原則として復旧工法を合わせる。

○申請範囲

- ・河川区域外まで被害が及んだ場合は、河川区域までが復旧の範囲とし、護岸の施工（盛立）を勘案した範囲とする。
- ・県管理河川と市町村管理河川の合流点で被災護岸が連続している場合は、県が市町村管理河川の取付け部まで申請できる。
- ・異なる河川で管理者が同一の場合は1箇所工事で申請できる。